

佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、医療的ケア児等の地域生活を支援するため、別に定める佐賀県医療的ケア児等在宅生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に基づき、指定短期入所事業所又は指定生活介護事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所又は指定訪問看護ステーションを運営する法人（以下「補助対象者」という。）に対し、予算の範囲内において、補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(交付の対象経費、基準額、補助率等)

第2条 この補助金の交付の対象経費、補助事業区分、基準額及びこれに対する補助率は、別表のとおりとする。

2 補助対象者は、自己又は当該団体等の役員が、次のいずれかに該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、当該団体若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 補助対象者は、前項の第2号から第7号までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人であってはならない。

(交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、以下のとおりとする。

(1) 受入体制整備事業

月ごとに別表の対象経費と基準額とを比較して少ない方の額の和を補助基準額とする。補助額は、別表の対象経費（年間総額）と補助基準額（年間総額）を比較し少ない方（補助基本額）に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(2) 通院等支援事業

別表の基準額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(3) 人工呼吸器等設備整備事業

別表の対象経費と基準額とを比較して少ない方の額に補助率を乗じて得た額の範囲内の額とする。

(交付申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は1部とする。

3 補助対象者は、当該補助金に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査のうち、補助金の交付を適当と認めたときは、規則第4条の規定に基づき補助金の交付を決定し、規則第6条の規定に基づき補助対象者に通知する。

2 知事は、前項の場合において、補助金の適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請にかかる事項につき、修正を加え、または条件を付することができる。

3 規則第4条第3項に規定する補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(補助金の交付の条件)

第6条 規則第5条の規定により、補助金等の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合においては、

知事の承認を受けること。ただし、補助金額に変更がなく、補助事業の区分間の20%以内の金額の変更については、この限りでない。

- (3) 補助事業を行うために発注を行う場合、佐賀県ローカル発注促進要領（平成27年10月2日付）に基づき県内企業へ発注するように努めること。
 - (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
 - (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
 - (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
 - (7) 知事の承認を受けて財産の処分をすることにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
 - (8) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
 - (9) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の指示を受けた場合には、その指示を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておくこと。
- 2 前項第2号の規定により、知事に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

(交付決定の取り消し等)

第7条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事は、補助対象者が第2条第2項及び第3項の規定に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。
- 3 前二項の規定により、交付決定を取消した場合において、県は既に交付された補助金について返還させることができる。

(状況報告)

第8条 補助対象者は、補助事業の遂行及び支出状況について、知事の要求があったときは、速やかに報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助対象者は、補助事業が完了したときは、その日から1か月を経過する日、または当該年度の3月31日のいずれか早い日までに実績報告書(様式第3号)1部を知事に提出しなければならない。

2 補助対象者は、第1項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、これを減額して報告しなければならない。

(額の確定)

第10条 知事は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 この補助金は、知事が必要と認めたときは、概算払で交付することができるものとする。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、概算払での交付を受ける場合は様式第4号とし、額の確定後の精算払で受ける場合は様式第5号のとおりとする。

(補助金の返還)

第12条 知事は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、または交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができる。

一 補助金の交付に関し不正の行為があったとき。

二 交付決定に付した条件に違反したとき。

2 補助対象者は、前項の規定により補助金の返還を命じられたときは、規則の定めるところにより返還しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助対象者は、補助事業完了後、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第6号により速やかに報告しなければならない。なお、実施要綱第3条に定める補助事業区分(3)人工呼吸器等設備整備事業を実施する場合は、仕入控除額が0円の場合にも報告するものとする。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、別に

定める。

附 則

この要綱は、平成29年度分の補助金から適用する。

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和元年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和5年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和6年度分の補助金から適用する。

この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

補助事業区分	補助対象者	対象経費	基準額	補助率
(1) 受入体制整備事業	開設から15年目までの指定短期入所事業所を運営する法人	<p>医療的ケア児等の受入のため、障害福祉サービス報酬及び各加算算定に必要な人員基準を超えて配置する人員（延べ勤務時間数による。）（以下、「超過時間数」という。）に係る経費 （超過時間数）＝ （実配置時間数）－（基準時間数）</p> <p>いずれも報酬請求時の数値を使用し、基準時間数には各加算に必要な職員配置に係る数を含む。</p>	<p>（月ごとに） 1,600円× 超過時間数</p> <p>（医療的ケア児等の短期入所利用がある月に限り計算） ○超過時間数は別紙2－1により算出し、160時間以上の場合は160時間とする。</p>	<p>【開設から5年目まで】 10/10以内</p> <p>【開設から6年目以降10年目まで】 1/2以内</p> <p>【開設から11年目以降15年目まで】 1/4以内</p>
		<p>次のいずれかの支援を行った場合に要した経費（他の補助金により補助対象となる経費を除く。）</p> <p>ア 通院中等の支援 医療的ケア児等が通院または入院する際の移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。</p> <p>イ 指定短期入所事業所への送迎中の支援 指定短期入所事業所のサービス提供を目的とした移動中に看護師等が付添い、医療的ケアや見守り等を行う。</p>	<p>アの場合</p> <p>【移動中の時間】 6,000円/時間</p> <p>【受診中の時間】 3,000円/時間</p> <p>【入退院のために医療的ケア児等が同乗しない時間】 1,600円/時間</p> <p>イの場合 2,000円/時間 ○各回0.25時間単位（15分未満は切捨て） ○1日あたりの上限時間は以下のとおり</p> <p>ア 計6時間 イ 計3時間</p>	<p>10/10以内</p>
		(2) 通院等支援事業	指定訪問看護ステーション又は指定短期入所事業所を運営する法人	

<p>(3) 人工呼吸器等設備整備事業</p>	<p>開設から15年目までの短期入所事業又は指定生活介護事業所又は指定児童発達支援事業所又は指定放課後等デイサービス事業所を運営する法人</p>	<p>次のいずれかの事業所において、医療的ケア児等の新たな受入又は受入人数の拡大に必要な備品購入や設備整備に係る経費（他の補助金により補助対象となる経費、消耗品費を除く。）</p> <p>ア 指定短期入所事業所 備品の購入や設備整備に係る経費</p> <p>イ 補助対象者のうち指定短期入所事業所以外 備品の購入に係る経費</p>	<p>アの場合 【開設から3年目まで】 2,500,000円 【開設から4年目以降 15年目まで】 500,000円</p> <p>イの場合 【開設から3年目まで】 1,000,000円 【開設から4年目以降 15年目まで】 200,000円</p> <p>○いずれも1事業所あたりの額</p>	<p>ア・イいずれも 【開設から3年目まで】 3/4以内</p> <p>【開設から4年目以降15年目まで】 1/4以内</p>
-----------------------------	--	---	---	---

※補助事業区分（1）及び（2）は各年度、4月1日から3月31日までに発生した対象経費を補助対象とする。

※開設からの年数は、開設日の属する年度を1年目として算出する。